

第4章 費用負担等について

1 チーム員の身分等

- ・DWATは、被災自治体からの派遣要請に基づき避難所等に派遣される公的なチームです。
- ・チーム員は、施設等の職員の身分をもって活動に従事します（※栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定 第4の3）。
- ・県の代表として派遣することで信頼性が担保され、DMAT等の様々な専門職チームと同等の立場で、福祉の専門性を発揮しながら活動することができます。

※ただし、県の代表としての責任・期待も伴います。

2 派遣に要する経費

原則として、以下に記載する派遣に要する経費は県が協力法人に対して負担します。

※県の派遣要請に基づく派遣に要した経費に限ります。

- (1) 日当（災害救助法施行細則の保健師単価を準用）
- (2) 超過勤務手当
- (3) 旅費（県規定による）
- (4) 消耗品など活動に要する諸経費
- (5) その他、県が特に必要と認める費用

3 移動手段等

- ・活動場所までの移動手段、宿泊先については事務局が手配します。

※移動手段等について、一部、チーム員各自で手配していただく場合があります。

（上記2派遣に要する経費に記載のとおり、発生した経費は県が協力法人に対して負担します）

○令和6年能登半島地震における災害派遣時の例

- | | | | |
|----------|-----------|---------|------------|
| ①チーム員自宅 | → 金沢駅 | 新幹線等 | チーム員各自で手配 |
| ②金沢駅 | → 石川県庁 | レンタカー移動 | 事務局が手配 |
| ③石川県庁 | → 避難所等支援先 | レンタカー移動 | |
| ④避難所等支援先 | → 金沢市内ホテル | レンタカー移動 | ホテルは事務局が手配 |

4 傷害保険

- ・活動中におけるチーム員の事故があった場合には、労働者災害補償保険（労災）の適用を原則としますが、労災の適用がない場合に備え、チーム員を被保険者とした傷害保険に加入し対応します（保険料は県が負担します）。

※事故・受診等が生じた場合は、速やかに事務局へ第一報（日時／場所／概要／受診状況）を行い、領収書・診療明細等を保管してください。